

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
募集要項 新旧対照表（令和5年2月3日修正）

	新	旧
3.5.(4)イ	<p>㌿) 提案金額算定用年間提供給食数 提案金額の算定にあたっては、次ページの年度毎の食数等に基づいて算出すること。</p> <p>なお、年間給食提供日数を約200日とするが、大野原こども園への提供期間中は、大野原こども園のみ長期休暇中（令和7年度：約16日、令和8年度～令和16年度：約50日、令和17年度：約13日）も提供を行うこと。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>㌿) 提案金額算定用年間提供給食数 提案金額の算定にあたっては、次ページの年度毎の食数等に基づいて算出すること。</p> <p>なお、年間給食提供日数を約200日とするが、大野原こども園への提供期間中は、大野原こども園のみ長期休暇中（約50日）も提供を行うため、約250日とする。</p> <p>（以下省略）</p>
3.5.(4)イ	<p>㌿) 提案金額算定用年間提供給食数</p> <p>※2大野原こども園の長期休暇中（令和7年度：約16日、令和8年度～令和16年度：約50日、令和17年度：約13日）の提供にあたっては、以下の大野原こども園における年度毎の食数等に基づいて算出すること。</p>	<p>㌿) 提案金額算定用年間提供給食数</p> <p>※2大野原こども園の長期休暇中（年間約50日）の提供にあたっては、以下の大野原こども園における年度毎の食数等に基づいて算出すること。</p>

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
要求水準書 新旧対照表（令和5年2月3日修正）

	新	旧
1. 3. (8)	<p>ク. 施設稼働日数</p> <p>1年で約200日の稼働日数を予定している。なお、大野原こども園への提供期間中は、大野原こども園のみ長期休暇中（令和7年度：約16日、令和8年度～令和16年度：約50日、令和17年度：約13日）も提供を行うこと。</p>	<p>ク. 施設稼働日数</p> <p>1年で約200日の稼働日数を予定している。なお、大野原こども園への提供期間中は、大野原こども園のみ長期休暇中（約50日）も提供を行うため、約250日の稼働日数を予定している。</p>
2. 2. (3)	<p>エ. ゴミステーション、バス停整備</p> <p>(ア)敷地北西側にゴミステーションを整備すること。</p> <p>(エ)実際の整備場所は、市と協議の上、決定することとする。なお、両施設は事業者の維持管理対象外とする。</p>	<p>エ. ゴミステーション、バス停整備</p> <p>(ア)敷地北西側に、ゴミステーション、バス停を隣接するように整備すること。なお、両施設は事業者の維持管理対象外とする。</p>
第3.	<p>6. 開業準備期間中の調理リハーサル、配送リハーサル等に係る光熱水費等を含め、開業準備業務に係る費用は事業者の負担とすること。</p> <p>7. 市の要請により開催する試食会は1回程度、夏休みの登校日（令和7年8月の下旬頃）に全児童等を対象に最大5,000食を想定している。なお、食材調達は市が行い、市の要請により開催する試食会に係る費用は市の負担とする。</p>	<p>6. 開業準備期間中の調理リハーサル、配送リハーサル、試食会（市の要請により開催）等に係る光熱水費等を含め、開業準備業務に係る費用は事業者の負担とすること。なお、市の要請により開催する試食会等の食材調達は市が行う。</p>
第3.	<p>12. 市の現施設の調理従事者に対して、建設期間中の早期に雇用に係る説明会を実施すること。現施設の調理従事者の意向を聞いて、再雇用の意志がある者については、積極的に考慮すること。なお、再雇用希望者については、事業者において雇用対象者数の確定及び選定を行い、市に報告を行うこと。</p>	<p>11. 市の現施設の調理従事者に対して、建設期間中の早期に雇用に係る説明会を実施すること。現施設の調理従事者の意向を聞いて、再雇用の意志がある者については、積極的に考慮すること。なお、再雇用希望者については、雇用対象者数が確定した後に市と協議を行うこと。</p>
5. 3.	<p>(2)調理業務</p> <p>(イ)現学校給食施設と同内容の手作り給食（手作りハンバーグ、手作りコロッケ、ミートパイ等）を本件施設でも実施するため、</p>	<p>(2)調理業務</p> <p>(イ)【記載なし】</p>

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
要求水準書 新旧対照表（令和5年2月3日修正）

	新	旧
	当該手作り給食を基本として対応すること。手作り調理の実施にあたってはミキサーや成型機は使用しないこととし、別添資料4及び別添資料4-2のうち該当献立を参照の上、対応可能な内容を提案すること。なお、実施回数は各学期で2回程度とし、学校行事等により喫食数が少ない日に実施することを想定し、最大で3,500食/日の手作り調理に対応すること。	
6.2.	洗淨室 a. 回収したコンテナ、食器・食缶等を、カゴごと洗淨機で洗淨する室とする。	洗淨室 a. 回収したコンテナ、食器・食缶等を、浸漬槽洗淨機を用いて洗淨する室とする。
6.2.	洗淨室 g. 洗淨機には室内への輻射熱を低減させる工夫を備えた機器を導入すること。	洗淨室 g. 洗淨機には、断熱構造を導入し、室内への輻射熱を低減させるとともに、吸排気設備は独立した系統とすること。
6.2.	調理従事者更衣室 b. 鏡を設置し、男女別に使用可能となるよう、間仕切り壁を設けることとし、人員構成の変化に対応するため、間仕切り変更の工事等が容易に行えるよう配慮すること。	調理従事者更衣室 b. 男女別に確保し、鏡を設置すること。
6.3.	食堂 【項目削除】	食堂 d. 食堂とは別に調理従事者用休憩室を設置することも可とする。ただし、当該休憩室にはイグサの畳は使用しないなど、異物混入防止に十分配慮すること。
6.3.(2)	ク.テレビ共同受信設備 アンテナ及び必要箇所（市職員用事務室等）にテレビ受信設備を設置すること。	ク.テレビ共同受信設備 必要箇所にテレビ受信設備を設置すること。

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
要求水準書 新旧対照表（令和5年2月3日修正）

	新	旧
6.3.(5)ア	(オ)調理研修室 冷凍冷蔵庫 1,300L程度(冷凍と冷蔵の容量は1:1程度とする。)	(オ)調理研修室 冷凍庫 1,300L程度
別添資料2	【対象地西側部分の注釈】 ・敷地北西側にゴミステーションを整備すること。 ・交差点から30m以上離隔し、バス停を整備すること。	【対象地西側部分の注釈】 敷地北西側に、ゴミステーション、バス停を隣接するように整備すること。
別添資料4-2	【資料追加】	【資料無】
別添資料6	【資料追加】	【資料無】

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
事業契約書（案） 新旧対照表（令和5年2月3日修正）

	新	旧
第19条 11(2)	本件引渡し完了日以降、初年度の維持管理・運営業務期間第1項第2号に定める保証金額以上	本件引渡し完了日以降、初年度の維持管理・運営業務期間第項第2号に定める保証金額以上
第19条 11(3)	維持管理・運営期間の第2年度の開始日以降、本契約終了までの間第1項第3号に定める保証金額以上	維持管理・運営期間の第2年度の開始日以降、本契約終了までの間第1項第4号に定める保証金額以上
別紙4-1	<p>(1) サービス対価A</p> <p>②サービス対価A2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案に用いる基準金利は、参加資格審査結果の通知日（令和5年2月27日）のRefinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース10年もの（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。なお、TONA TSRの提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。 ・ 基準金利の確定は、維持管理・運営開始日の2銀行営業日前のRefinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース10年もの（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。以降、事業期間中において基準金利の改訂は行わない。 	<p>(1) サービス対価A</p> <p>②サービス対価A2</p> <p>基準金利は、参加資格審査結果の通知日（令和5年2月27日）のRefinitiv（登録商標）より提供されている午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA参照）としてJPTSRTOA=RFTBに掲示されているTONAベース10年もの（円／円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。なお、TONA TSRの提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定される。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとするが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定する。</p>

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
事業契約書（案） 新旧対照表（令和5年2月3日修正）

	新	旧
別紙4-1	<p>(2) サービス対価B</p> <p>初年度は、1回目として本件施設の供用開始日～12月31日分を、2回目として令和8年1月1日～3月31日分を支払い、</p> <p>【以下省略】</p>	<p>(2) サービス対価B</p> <p>初年度は、1回目として本件施設の供用開始日～12月31日分と令和8年1月1日～3月31日分を支払い、</p> <p>【以下省略】</p>

観音寺市新学校給食センター整備運営事業
様式集 新旧対照表（令和5年2月3日修正）

	新	旧
様式2-1 様式2-5 様式2-14 様式3-11	令和4年12月23日付け	令和4年12月●日付け
様式3-4	9. 調理設備 様式3-5	9. 調理設備 様式3-2②-2
様式3-4	10. 事務備品 様式3-6	10. 事務備品 様式 3-2②-3
様式3-4	11. 調理備品 様式3-7	11. 調理備品 様式 3-2②-4
様式3-11	令和4年12月23日付けで公告のありました「観音寺市新学校給食センター整備運営事業」の提案金額に対する提案書に関する提出書類一式をもって、「要求水準書」に規定された業務要求水準を達成することを誓約します。	令和4年12月●日付けで公告のありました「観音寺市新学校給食センター整備運営事業」の価格に対する提案書に関する提出書類一式をもって、「要求水準書」に規定された業務要求水準を達成することを誓約します。
様式7-7	イ. 設計・建設に関する提案 ※2「発注内容」欄には、SPCから直接発注する業務内容を設計業務、建設業務ごとに記載すること。	イ. 設計・建設に関する提案 ※2「発注内容」欄には、SPCから直接発注する業務内容を施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務に係る内容ごとに記載すること。